

品川区小児健康相談実施要綱

制定	昭和62年3月25日	区長決定	要綱第18号
改正	平成9年1月		要綱第5号
改正	平成11年7月		要綱第95号
改正	平成12年3月		要綱第56号
改正	平成16年3月		要綱第41号
改正	平成21年3月		要綱第50号
改正	平成27年3月		要綱第22号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区において実施する乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の結果、発育・発達の遅れや精神面の経過観察が必要と認められる乳幼児に対し、健康診査および健康相談を実施し、適切な保健指導を行うことにより、乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「各保健センター」とは、品川、大井、荏原の各保健センターをいう。

2 「センター所長」とは、各保健センターの所長をいう。

(対象)

第3条 小児健康相談の対象は、次の健康診査等の結果または訪問指導および関係機関からの連絡等により、心身両面の経過観察を行う必要がある乳幼児とする。

- (1) 乳幼児健康診査
- (2) 医療機関に委託して行う6・9か月児健康診査
- (3) 新生児訪問指導
- (4) 主治医からの連絡
- (5) 児童相談所等関係機関からの連絡
- (6) その他センター所長が必要と認めた者

(小児健康相談の種類)

第4条 小児健康相談の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児経過観察
- (2) 発達健診
- (3) 心理経過観察

(実施方法)

第5条 小児健康相談は、毎月、健康診査日を定め年間を通じて実施する。

- (1) 健康診査内容

ア 問診

- イ 身体測定
- ウ 診察
- エ 保健指導

(事後措置)

第6条 健康診査の結果により、次の事項に留意のうえ措置する。

(1) 来所者に対する措置

- ア 要治療者に対しては、専門医療機関での受診を勧奨する。
- イ 要精密健診者に対しては乳児・1歳6か月児・3歳児精密健康診査受診票を交付する。
- ウ 要経過観察者に対しては、適宜来所を予約して相談および訪問指導等を実施する。
- エ 必要に応じ、育成医療給付および小児慢性疾患等の医療費助成制度の利用を勧奨する。
- オ 関係機関との連携を図る。

(2) 未来所者に対する措置

訪問指導等により適切な保健指導を行う。

(記録)

第7条 健康診査結果および指導事項等は、母子健康手帳および母子健康管理票に記録する。また、心理経過観察については、経過観察健康診査心理判定日報を作成する。

(報告)

第8条 センター所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、地域保健事業報告、母子保健事業報告により報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から、施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から、適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から、適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から、適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から、適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から、適用する。